

# 企業グループでの産業廃棄物の 自ら処理の容認

平成24年11月15日

一般社団法人日本鉄鋼連盟

# 現在の制度

## 法的根拠

廃掃法第3条、第7条、第12条、第14条、  
廃掃法施行令第2条、廃掃法施行規則第10条の3

近年、企業経営効率化の観点から、企業組織の分社化、資本グループ化が進んでいるが、同一企業グループであっても法人格が異なる場合、廃掃法においては、まったく別の会社とみなして、親子会社間の廃棄物リサイクルにおいても、有価物として売買しない場合は、廃棄物処理業の許可、廃棄物処理委託契約、マニフェスト管理が必要となる。

## 要望の内容

### ○企業グループでの産業廃棄物の自ら処理

親会社と子会社で製造プロセスが異なる場合、子会社の製造工程で発生するダスト・スラッジなどが子会社では原料利用できない場合でも、親会社では原料として利用可能な場合がある。逆のケースもある。

このような場合、その発生物の有価性を問わず親会社—子会社間の発生物の有効利用を、廃棄物処理業の許可などが不要な「自ら処理」として容認戴きたい。

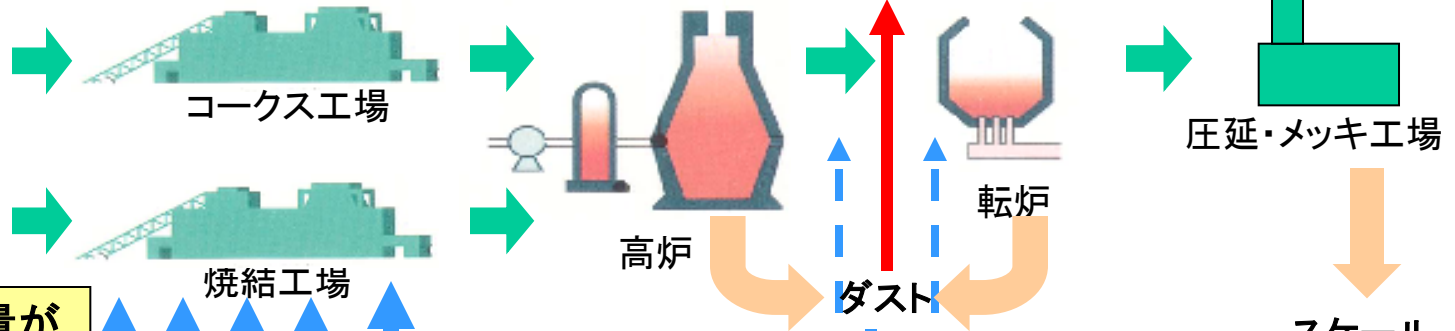
# 発生物リサイクルの状況

親会社

高炉製鉄所

石炭

鉄鉱石  
石灰



セメント会社

- ・高炉製鉄所は生産量が多いこと、多種の還元プロセスを所有することから、鉄分を含有した発生物のリサイクルポテンシャルが大きい。
- ・またリサイクル設備建設は対象量が多いほど投資しやすい

RHF・Waeltzキルン  
(還元・脱亜鉛処理)

自社施設

有価物

子会社

電炉製鉄所

スクラップ

脱亜鉛処理会社

金属精練会社



ダスト

圧延・メッキ工場

スケール  
スラッジ

産廃処分

産廃処理委託

# 要望事項のイメージ 1

親会社

高炉製鉄所

石炭

鉄鉱石  
石灰

コークス工場

焼結工場

高炉

セメント会社

転炉

圧延・メッキ工場

スケール

スラッジ

産廃処分

1. スラッジの成分に応じた子→親、親→子間のリサイクルが実現
2. 電炉ダストを高炉製鉄所が所有するリサイクル設備での処理が可能となる

RHF・Waeltzキルン  
(還元・脱亜鉛処理)

自社施設

商社経由有価物取引

脱亜鉛処理会社

金属精練会社

産廃処理委託

ダスト

スケール  
スラッジ

産廃処分

スクラップ

電気炉

圧延・メッキ工場

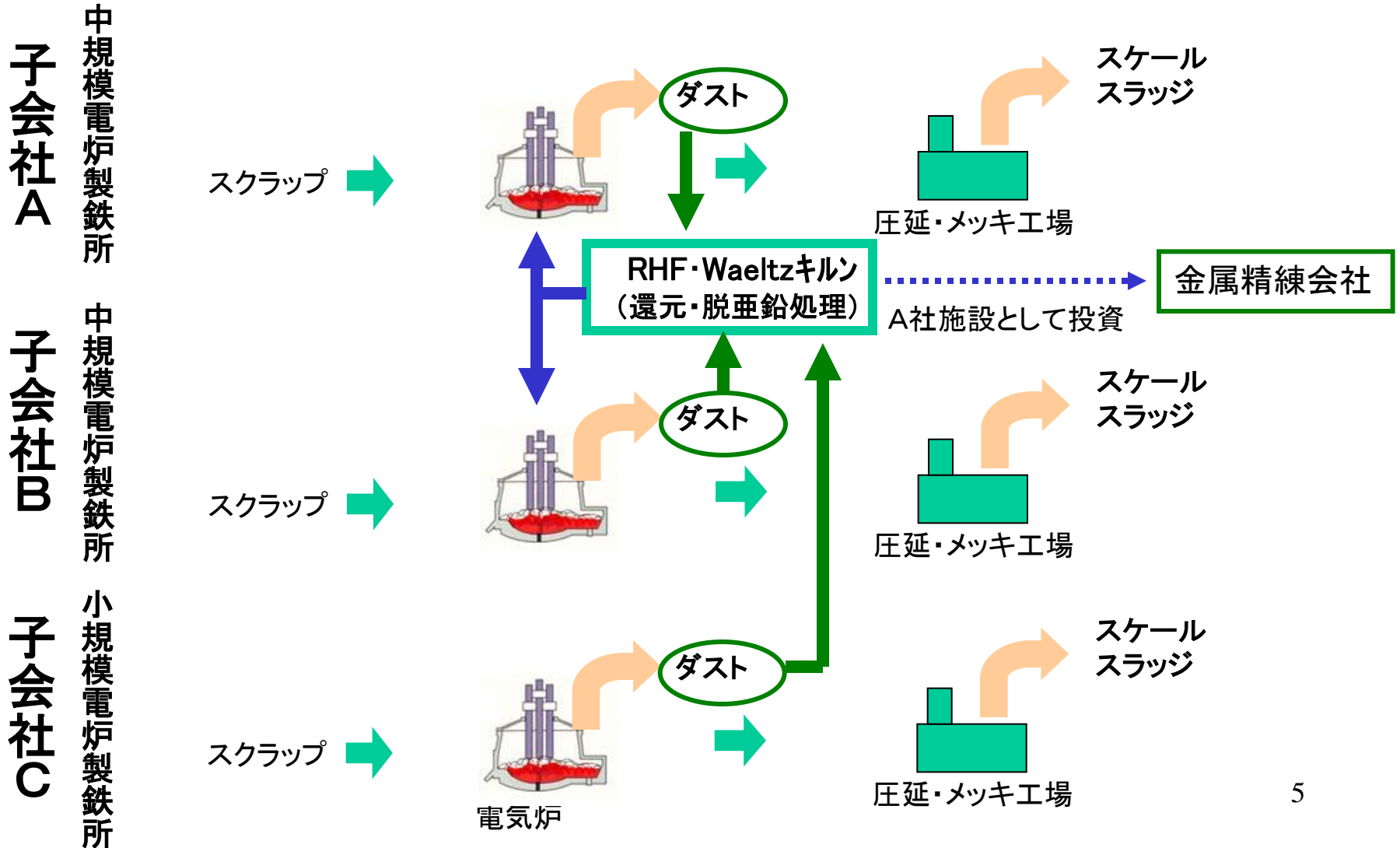
子会社

電炉製鉄所

# 要望事項のイメージ 2

## 3. 子⇔子間のリサイクル

同一資本内の電炉会社が合同でリサイクルに取り組むことで、中小規模の事象所もダスト利用が実現



以上